



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成27年 5 月 1 日金曜日 第2668号

### ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	( 経営支援課 ) ...	488
第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定.....	( " ) ...	489
土地改良区の定款変更の認可.....	( 東予地方局農村整備課 ) ...	489
指定居宅サービス事業者の指定.....	( 中予地方局地域福祉課 ) ...	489
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	489
土地改良区役員の就退任の届出 ( 2 件 ) .....	( 中予地方局農村整備第一課 ) ...	489
土地改良区役員の氏名の変更の届出.....	( " ) ...	490
道路の供用開始 ( 県道松山東部環状線 ) .....	( 中予地方局管理課 ) ...	490
指定居宅サービス事業者の指定.....	( 南予地方局地域福祉課 ) ...	490
指定居宅介護支援事業者の指定.....	( " ) ...	491
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	491
指定居宅介護支援事業の廃止.....	( " ) ...	491
建設業者の許可の取消し.....	( 南予地方局管理課 ) ...	491
道路の区域変更 ( 一般国道 378 号 ) .....	( 南予地方局西予土木事務所 ) ...	492

### 公 告

毒物劇物取扱者試験の実施.....	( 薬務衛生課 ) ...	492
製菓衛生師試験の施行.....	( " ) ...	492
調理師試験の実施.....	( " ) ...	492

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	( 選挙管理委員会 ) ...	493
政治団体の届出事項の異動の届出.....	( " ) ...	493
政治団体の解散の届出.....	( " ) ...	494
資金管理団体の届出.....	( " ) ...	494

### 告 示

#### ○愛媛県告示第562号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 5 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1 外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	40,200㎡	41,778㎡	平成27年12月21日	平成27年4月20日
		駐車場の位置及び収容台数	3,620台	3,631台		
		駐輪場の位置及び収容台数	825台	1,122台	平成22年12月1日	
		荷さばき施設の位置及び面積	1,292㎡	1,320㎡	平成27年12月21日	
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	548.8㎡	558.3㎡		

	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	15箇所	16箇所
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 8 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第563号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第65条第1項の規定により、次のとおり第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めた。

平成27年 5 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

松山市一番町二丁目 3 番 6 から 9 まで

松山市大街道二丁目 5 番12、5 番13、5 番37、5 番38、5 番42

○愛媛県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、四国中央市土居町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 5 月 1 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第565号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 5 月 1 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	介護付有料老人ホーム 笑歩会 松前	愛媛県伊予郡松前町筒井317番地 2	平成27年 3 月31日	特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第566号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 5 月 1 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	介護付有料老人ホーム 笑歩会 松前	愛媛県伊予郡松前町筒井317番地 2	平成27年 3 月31日	介護予防特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5 月 1 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369番地
"	池 内 文 典	松山市久保田町321番地 3
"	竹 田 安 重	松山市久保田町339番地
"	小 川 邦 弘	松山市久保田町111番地 1
"	沼 野 眞 典	松山市久保田町365番地
"	嶋 屋 丈 夫	松山市久保田町341番地 2

監 事	小 原 博 政	松山市久保田町356番地
"	秀 野 雄 二	松山市久保田町112番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 原 博 政	松山市久保田町356番地
"	池 内 文 典	松山市久保田町321番地 3
"	竹 田 安 重	松山市久保田町339番地
"	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369番地
"	沼 野 員 典	松山市久保田町365番地
"	嶋 屋 丈 夫	松山市久保田町341番地 2
監 事	小 川 邦 弘	松山市久保田町111番地 1
"	嶋 屋 忠 則	松山市久保田町367番地

"	赤 松 邦 彦	松山市南久米町340番地
監 事	渡 部 宰	松山市久米窪田町132番地 1
"	窪 田 昌 訓	松山市南土居町417番地
"	仙 波 顯	松山市福音寺町513番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 好 通 昭	松山市来住町228番地
"	窪 田 昌 訓	松山市南土居町417番地
"	仙 波 正 彦	松山市北久米町441番地
"	渡 部 求	松山市鷹子町462番地
"	塩 見 喜 録	松山市久米窪田町830番地 3
"	田 中 正 人	松山市久米窪田町253番地
"	忽 那 義 範	松山市高井町1053番地
"	田 中 修 一	松山市来住町252番地 2
"	仙 波 武	松山市福音寺町562番地
"	赤 松 邦 彦	松山市南久米町340番地
監 事	安 永 公 志	松山市鷹子町913番地
"	柿 本 満	松山市高井町1088番地
"	岸 洋 文	松山市来住町793番地

○愛媛県告示第568号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市久米地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5 月 1 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戒 能 良 三	松山市鷹子町乙59番地 4
"	中須賀 輝 男	松山市久米窪田町1120番地
"	田 中 正 人	松山市久米窪田町253番地
"	高 市 潔	松山市高井町1013番地 3
"	篠 浦 保 彦	松山市南土居町317番地 3
"	三 好 鐵 己	松山市来住町953番地
"	仙 波 武	松山市福音寺町562番地
"	仙 波 正 彦	松山市北久米町441番地
"	岡 本 修	松山市北久米町577番地

○愛媛県告示第569号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成27年 5 月 1 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	宮 崎 純 也	宮 崎 純 也

○愛媛県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市正円寺一丁目 3 番 7 から 同市正円寺一丁目 2 番 7 まで	平成27年 5 月 1 日

○愛媛県告示第571号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 5 月 1 日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社金澤	ケアサポートかなざわ	愛媛県宇和島市津島町高田2744番地2	平成27年3月1日	訪問介護
株式会社希望	デイサービス愛顔	愛媛県宇和島市津島町高田甲2016番地1	平成27年3月1日	通所介護
株式会社あけぼの	ほっとステーションきらり	愛媛県宇和島市三間町黒井地1594番地23	平成27年3月15日	通所介護

## ○愛媛県告示第572号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成27年5月1日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
たけし株式会社	たけしケアプランセンター	愛媛県八幡浜市大平1番耕地779番5	平成27年3月1日	居宅介護支援
株式会社明幸商事	居宅介護支援事業所きずな湯島	愛媛県八幡浜市1132番地	平成27年3月25日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第573号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年5月1日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社金澤	ケアサポートかなざわ	愛媛県宇和島市津島町高田2744番地2	平成27年3月1日	介護予防訪問介護
株式会社希望	デイサービス愛顔	愛媛県宇和島市津島町高田甲2016番地1	平成27年3月1日	介護予防通所介護
株式会社あけぼの	ほっとステーションきらり	愛媛県宇和島市三間町黒井地1594番地23	平成27年3月15日	介護予防通所介護

## ○愛媛県告示第574号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年5月1日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社早蕨	居宅介護支援事業所さわらび	愛媛県八幡浜市日土町1番耕地256番地	平成27年3月17日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第575号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年5月1日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第1058号	平成24年7月3日	(株)四国造園	宮本 昭次	宇和島市丸穂町3-2-18	平成27年3月13日	土木工事業、石工事業 管工事業、造園工事業	建設業の廃止
(般-26)第11076号	平成27年1月26日	(有)城東建設	中畑 孝介	宇和島市坂下津甲407-44	平成27年3月13日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(特-21)第10285号	平成22年3月26日	(有)大塚工務店	大塚 勇敏	西予市明浜町高山甲1435-4	平成27年3月17日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第576号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年5月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一般国道	378号	西予市三瓶町皆江字コゴウラ162番1地先から 同町皆江字トビガス122番2地先まで	旧	メートル 34~131.0	キロメートル 0.593	
		西予市三瓶町皆江字コゴウラ162番1から 同町皆江字トビガス122番2まで	新	14.5~131.0	0.593	

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則(昭和26年愛媛県規則第26号)第4条第1項の規定により、平成27年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成27年5月1日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の日時  
平成27年8月3日(月)13時30分
- 試験の場所  
愛媛県庁(愛媛県松山市一番町4丁目4-2)  
愛媛県中予地方局(愛媛県松山市北持田町132)
- 受験願書の提出期間  
平成27年6月1日(月)から12日(金)まで。  
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先  
県内居住者については住所地进行を管轄する保健所(松山市の区域にあっては、中予保健所)と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定による平成27年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成27年5月1日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の日時  
平成27年7月9日(木)13時00分

- 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間  
平成27年6月1日(月)から12日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先  
県内居住者については住所地进行を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他  
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定による平成27年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成27年5月1日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の日時  
平成27年8月4日(火)13時30分
- 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁  
または  
松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局
- 受験願書の提出期間  
平成27年6月15日(月)から26日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先  
県内居住者については住所地进行を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他  
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年5月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
うだか英治後援会	森 実 隆 生	谷 順 三	四国中央市川之江町1200 - 2	平成27年3月5日	
田中周作後援会	田 中 周 作	田 中 優 子	伊予郡松前町大字筒井1515	平成27年3月10日	
財政再建の会	鎌 田 善 文	鎌 田 弥 栄	松山市宮西三丁目7 - 23	平成27年3月13日	
喜多医師連盟	大久保 博 忠	岡 本 和 人	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成27年3月19日	
愛媛県理学療法士連盟	菊 池 健 蔵	鈴 木 伸	松山市湊町四丁目1 - 7	平成27年3月20日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成27年5月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
二宮美日後援会	主たる事務所の所在地	北宇和郡鬼北町近永656 - 2	北宇和郡鬼北町大字小松1392	平成27年3月6日	
民主党愛媛県第1区総支部	主たる事務所の所在地	松山市大手町一丁目1 - 6	松山市喜与町一丁目5 - 4	平成27年3月12日	政党の支部
	代 表 者	都 築 旦	永 江 孝 子		
	会 計 責 任 者	渡 部 昭	永 江 弘 喜		
角田ともえと楽しく未来を語る会	主たる事務所の所在地	東温市横河原930 - 11	松山市来住町1164 - 1	平成27年3月16日	
	代 表 者	角 田 智 恵	仙 波 伸 美		
西山とおる後援会	代 表 者	西 山 正 宣	西 山 徹	平成27年3月17日	
越智けいろう後援会	会 計 責 任 者	三 橋 清	永 易 真 一	平成27年3月19日	
篠永誠司後援会	代 表 者	大 西 博 明	篠 原 茂 雄	平成27年3月25日	
岩城ひろもと後援会	会 計 責 任 者	篠 田 豊 成	田 中 武 文	平成27年3月27日	
自由民主党愛媛県陸運支部	会 計 責 任 者	黒 河 敏 則	門 屋 和 彦	平成27年3月27日	政党の支部
自由民主党西予支部	主たる事務所の所在地	西予市明浜町俵津3 - 62	西予市宇和町常定寺460	平成27年3月30日	政党の支部
	代 表 者	酒 井 宇 之 吉	大 竹 忠 盛		
松山維新の会	会 計 責 任 者	菅 泰 晴	栗 原 久 子	平成27年3月31日	

自由民主党愛媛県松山市 第十五支部	会 計 責 任 者 武 知 和 久	宮 本 一 成	平成27年 3月31日	政党の支部
----------------------	-------------------	---------	-------------	-------

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年 5月 1日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 西 蔭 健

西 山 と お る 後 援 会	西 山 正 宣	平成26年12月31日
中 下 元 夫 後 援 会	中 下 元 夫	平成26年12月31日
神 野 け い じ 後 援 会	神 野 敬 二	平成27年 2月28日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
高 須 賀 と し 子 後 援 会	村 上 健 一	平成26年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成27年 5月 1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
田 中 周 作	松前町議会議員	田中周作後援会	伊予郡松前町大字筒井1515	田 中 周 作	平成27年 3月10日